

第 7 号

熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立学校条例の一部を改正する条例
熊本県立学校条例（昭和39年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中学校の部に次のように加える。

| | |
|-------------|-----|
| 熊本県立ゆうあい中学校 | 熊本市 |
|-------------|-----|

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。

（提案理由）

県立中学校の新設に伴い、関係規定を整備する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。